

四国地区道路標識設置要領

国土交通省 四国地方整備局 道路部 路政課
交通対策課

1. はじめに

四国地区道路標識設置要領は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（以下、「標識令」という）や道路標識設置基準の考え方について、四国管内の一般道路において適用するにあたってわかりやすく整理しているものであり、平成19年以降、度重なる標識令の改正が行われ、利用者ニーズに考慮した表示内容・設置箇所の見直し、新標識の追加などがなされてきている状況を踏まえ、令和3年5月に改訂を実施したところである。本稿では改訂のポイントについて紹介する。

2. 標識設置に関する課題

事例①は、鳥居と案内標識が一体となってしまう景観を阻害していると思われます。例えば、歴史的街並みが残されている地域については、景観に配慮した案内標識の設置も検討することが求められるかと思えます。事例②については、短い区間内に様々な案内標識が乱立し、道路案内標識の視認性を阻害しております。例えば、道路占用として認められる施設への案内標識については設置場所の検討が必要でありますし、もしくは門型柱の整備により、案内標識を集約化することも考えられます。事例③については、門型柱に設置している著名地点標識の表示板の寸法が異なっております。表示文字の大きさなどに配慮し、寸法は統一することにより視認性の向上が図られるものと考えられます。最後に事例④ですが、公安委員会が設置している車線の指示標識と道路管理者が設置している案内標識の進路表示に整合が図られておらず、経路案内の有用性を欠いております。左二車線の利用者に配慮した案内標識の表示方法も検討が必要かと思われます。



【事例① 景観上好ましくない】



【事例② 標識の乱立による視認性が阻害】



【事例③ 著名地点標識の寸法が不統一】



【事例④ 進路表示が不統一】

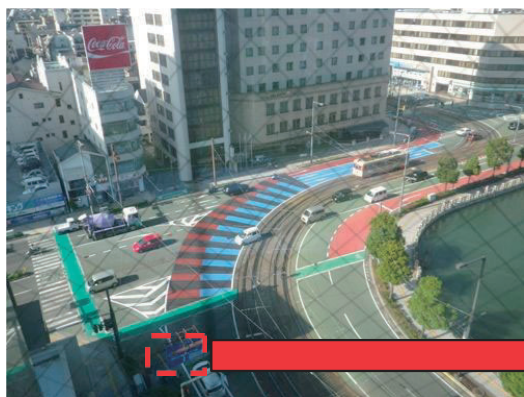
3. 改正のポイント

(1) 表示内容・設置場所の見直し

① 矢印の色の特例〈H26.4 標識令改正〉

矢印の色については、行き先方面の案内を明確化し、交通の安全と円滑を図るため、必要がある場合には白色以外の色を使用することができ、色覚の多様性にも配慮の上、案内標識の視認性を損なわない措置が必要。

〈例・西堀端交差点（松山市）〉



② 観光に関連する交差点標識について〈H27.12 事務連絡〉

観光地等に隣接する又は観光地等へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地等の名称を表示することにより、旅行者にとって観光地等へのわかりやすい案内となるよう、標識の改善を推奨する。

※観光地等・・・著名な観光地、名所・旧跡、文化施設、その他道路標識設置委員会で認められるもの

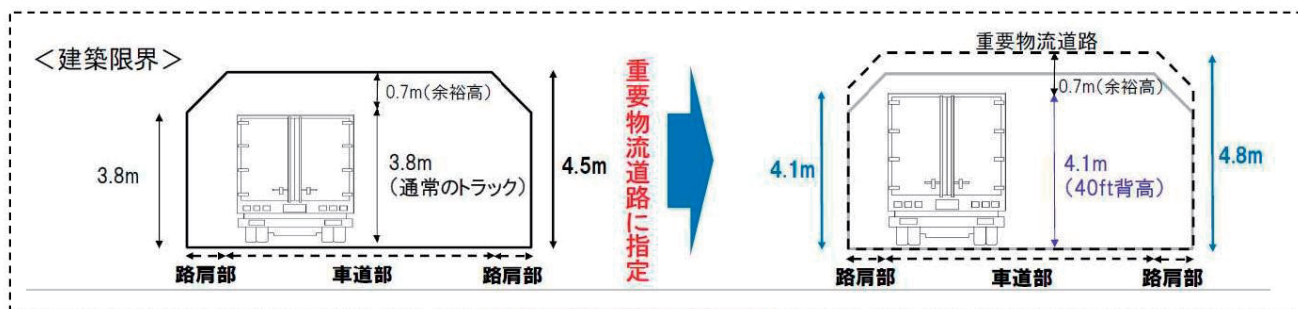
〈改善例〉観光地名称「屋島」の表示（香川県高松市）



③ 重要物流道路における標示板の設置高さについて〈R元.10 標識設置基準改正〉

平成 30 年 3 月に道路法等の一部が改正され、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な輸送網を「重要物流道路」として指定する制度が創設されたところ。

国際海上コンテナ（40ft 背高）については、世界の海上コンテナの半数以上を占めており、我が国においても当該コンテナの利用が大きく増加していることから、重要物流道路に指定されている道路については、国際海上コンテナに対応する水準に引き上げる措置を実施。



(2) 新標識の追加

① 標識令の改正等による標識

- ・ サービスエリア・道の駅への案内表示 〈H26.4 標識令改正〉



- ・ 高速道路のナンバリングやスマート IC への案内表示 〈H29.2 標識令改正〉



② 観光及び防災関連の標識



みち案内表示シート



津波浸水想定区間

(3) 道路占用許可における着眼点の明記

道路占用による案内標識の設置に当たっては、各種運用通達によりその許認可判断を行ってきたところであるが、とりわけ民間施設の案内標識については、道路管理者や公安委員会が設置している案内標識の視認性を阻害してしまう場合や、また、災害発生における緊急車両の通行を確保する観点から、あらかじめ占用制限区域を指定することもできることなどからも抑制傾向としてきたところである。

しかしながら、地域事情によるものの、全国的な著名地として地域観光等に寄与している施設や大規模災害時における防災拠点もしくは避難施設として位置付けられている等、当該施設が果たしている役割についても十分考慮することが必要であるため、本設置要領にて、占用許可における着眼点を明記することとしたところ。

<主な着眼点>

- ① 道路法に規定される許可基準の適合を図りつつ、公共性・計画性・安全性を考慮
- ② 地域防災計画等で当該施設への誘導の必要性について明記している場合
- ③ 緊急輸送道路に指定されている区間については、道路管理者が整備する門型柱への添加（案内標識の集約）
- ④ 道路利用者に対して適切な案内を行うため、道路附属物、道路占用物件に関わらず、案内標識の表示方法は標識令と整合性を図る。（案内標識の統一）

4. おわりに

今後の社会情勢の変化に伴い、道路空間の活用手法が多様化されるとともに、広域ネットワークの整備に伴い周辺地域のまちづくりが発展される中で、多種多様な案内標識の設置要望が求められるものと思慮されます。今後とも、四国管内の各道路管理者間における案内標識の表示方法や設置基準等について齟齬が生じないように、本要領を参照し、利用者ニーズに応えるための検討材料として活用いただくことを期待しています。